

中央防災会議運営要領の改正について

1. 趣旨

平成 23 年 5 月施行の地域主権一括法による災害対策基本法改正等に伴い、中央防災会議運営要領について所要の改正を行う。

2. 主な内容

- (1) 地域主権一括法等により、関係行政機関等に対する中央防災会議の指示規定が削除されたことに伴うもの（要領第 5 の 1）
- (2) 会長専決事項について、中央防災会議への報告のみとし、承認を不要とするもの（要領第 7）

3. 施行日

平成 23 年 12 月 27 日

(別紙)

中央防災会議運営要領の一部を改正する決定

平成23年12月27日
中央防災会議決定案

中央防災会議運営要領（昭和38年10月22日中央防災会議決定）の一部を次のように改正する。

第5の1項中「勧告し、又は指示する」を「又は勧告する」に改める。

第5の2項中「第40条第3項」を「第40条第4項」に、「指定地域都道府県防災計画」を「都道府県相互間地域防災計画」に改める。

第7中「報告し、承認を求める」を「報告する」に改める。

附 則

本決定は、平成23年12月27日から施行する。

中央防災会議運営要領改正案 新旧対照表

改正後	現行
<p>中央防災会議運営要領</p> <p style="text-align: center;">昭和38年10月22日 中央防災会議決定 一部改正 昭和53年10月7日 一部改正 平成12年12月5日 一部改正 平成13年1月26日 一部改正 平成23年12月27日</p> <p>第1 中央防災会議の運営については、法令の定めるところによるほかにこの要領によるものとする。</p> <p>第2 中央防災会議は、会長が必要と認めるとき又は委員2名以上の要求があったとき、会長がこれを招集するものとする。</p> <p>第3 中央防災会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、国務大臣である委員が欠席する場合は、会長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができる。この場合にあっては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできな</p>	<p>中央防災会議運営要領</p> <p style="text-align: center;">昭和38年10月22日 中央防災会議決定 一部改正 昭和53年10月7日 一部改正 平成12年12月5日 一部改正 平成13年1月26日</p> <p>第1 中央防災会議の運営については、法令の定めるところによるほかにこの要領によるものとする。</p> <p>第2 中央防災会議は、会長が必要と認めるとき又は委員2名以上の要求があったとき、会長がこれを招集するものとする。</p> <p>第3 中央防災会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、国務大臣である委員が欠席する場合は、会長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができる。この場合にあっては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできな</p>

改正後	現行
<p>い。</p> <p>2 中央防災会議を欠席する委員は、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。</p> <p>第4 中央防災会議は、会長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。</p> <p>2 議事を決するに当たり、会長は出席委員全員の同意を得よう努めなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合には、会長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。</p> <p>第5 会長は、次の事項について専決することができるものとする。</p> <p>1 災害対策基本法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、関係行政機関等に対し、協力を求め、又は勸告すること。</p> <p>2 法第40条第4項及び第43条第3項の規定に基づき都道府県地域防災計画又は都道府県相互間地域防災計画について内閣総理大臣から意見を求められたとき、これに回答すること。</p>	<p>い。</p> <p>2 中央防災会議を欠席する委員は、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。</p> <p>第4 中央防災会議は、会長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。</p> <p>2 議事を決するに当たり、会長は出席委員全員の同意を得よう努めなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合には、会長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。</p> <p>第5 会長は、次の事項について専決することができるものとする。</p> <p>1 災害対策基本法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、関係行政機関等に対し、協力を求め、<u>勸告し、又は指示すること。</u></p> <p>2 法第40条第3項及び第43条第3項の規定に基づき都道府県地域防災計画又は<u>指定地域都道府県防災計画</u>について内閣総理大臣から意見を求められたとき、これに回答すること。</p>

改正後	現行
<p>3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第3項の規定に基づき激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置について内閣総理大臣から意見を求められたとき、中央防災会議があらかじめ定める基準に適合する場合に限り応諾回答を行うこと。</p> <p>4 その他軽微な事項</p> <p>第6 中央防災会議を招集する暇のないときその他やむを得ない理由により中央防災会議を招集することができないときは、会長は、専決することができる。</p> <p>第7 会長は、第5、第6により専決した事項については、次回の中央防災会議においてこれを報告するものとする。ただし、軽微な事項は除く。</p> <p>第8 会長又は防災担当大臣（防災担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官。以下同じ。）は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当と認める方法により、公表する。</p> <p>第9 会長又は防災担当大臣は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。</p> <p>第10 会長は、会議の終了後、一定期間を経過した後に、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、これを公表する。</p>	<p>3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第3項の規定に基づき激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置について内閣総理大臣から意見を求められたとき、中央防災会議があらかじめ定める基準に適合する場合に限り応諾回答を行うこと。</p> <p>4 その他軽微な事項</p> <p>第6 中央防災会議を招集する暇のないときその他やむを得ない理由により中央防災会議を招集することができないときは、会長は、専決することができる。</p> <p>第7 会長は、第5、第6により専決した事項については、次回の中央防災会議においてこれを報告し、承認を求めるとする。ただし、軽微な事項は除く。</p> <p>第8 会長又は防災担当大臣（防災担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官。以下同じ。）は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当と認める方法により、公表する。</p> <p>第9 会長又は防災担当大臣は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。</p> <p>第10 会長は、会議の終了後、一定期間を経過した後に、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、これを公表する。</p>

改正後	現行
<p>2 前項にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、会長が会議の決定を経て非公表とすることができる。</p> <p>第11 災害対策基本法施行令第4条第1項の規定に基づき、中央防災会議の議決により設置される専門調査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>2 前項にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、会長が会議の決定を経て非公表とすることができる。</p> <p>第11 災害対策基本法施行令第4条第1項の規定に基づき、中央防災会議の議決により設置される専門調査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>